

令和4年度八千代市応急医療救護対策会議

日 時 令和5年3月30日(木)
午後7時30分から
場 所 八千代市消防本部 3階講堂

次 第

1 開会, あいさつ

2 議事

(議案第1号) 1次救護所の見直しについて

(議案第2号) 令和5年度以降の議事案件について

3 その他

4 閉会

八千代市応急医療救護対策会議委員名簿

令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

No	区 分			氏 名	役 職 等
1	副委員長	1号 5号	八千代市医師会の代表者 各災害医療地区病院に属する者	加 瀬 卓	八千代市医師会会長 メディカルプラザ加瀬外科・加瀬眼科院長
2	委員	2号	八千代市歯科医師会の代表者	柴 崎 聡	八千代市歯科医師会会長
3	委員	3号	八千代市薬剤師会の代表者	小 川 敦	八千代市薬剤師会会長
4	委員	4号	八千代市災害医療コーディネーター	黒 田 泰 久	八千代市医師会救急・災害担当理事 (くろだ内科クリニック院長)
5	委員	4号	八千代市災害医療コーディネーター	落 合 香 苗	八千代医療センター 集中治療科講師・診療科長
6	委員	5号	各災害医療地区病院に属する者	松 原 正 樹	島田台総合病院総務部主任
7	委員	5号	各災害医療地区病院に属する者	三 浦 美 樹 子	島田台総合病院看護部長
8	委員	5号	各災害医療地区病院に属する者	荒 井 泰 助	新八千代病院院長
9	委員	5号	各災害医療地区病院に属する者	高 木 直 人	新八千代病院総務部長
10	委員	5号	各災害医療地区病院に属する者	朝 戸 晴 美	セントマーガレット病院事務長
11	委員	5号	各災害医療地区病院に属する者	山 内 剛	セントマーガレット病院総務人事課主任
12	委員	5号	各災害医療地区病院に属する者	佐 久 間 徹	勝田台病院事務長
13	委員	5号	各災害医療地区病院に属する者	小 川 佳 宏	勝田台病院リハビリテーション科科長
14	委員	5号	各災害医療地区病院に属する者	岡 崎 桂	おかざき外科クリニック院長
15	委員	5号	各災害医療地区病院に属する者	岡 崎 茂 一	おかざき外科クリニック
16	委員	6号	八千代医療センターに属する者	新 井 田 達 雄	八千代医療センター病院長
17	委員	6号	八千代医療センターに属する者	似 内 武 敏	八千代医療センター業務管理課係長
18	委員	6号	八千代医療センターに属する者	相 星 淳 一	八千代医療センター救急科教授・診療科 長
19	委員	6号	八千代医療センターに属する者	大 野 実	八千代医療センター施設課長
20	委員	7号	習志野健康福祉センターの代表者	杉 戸 一 寿	習志野健康福祉センター長
21	委員	8号	総務部長	出 竹 孝 之	
22	委員長	9号	健康福祉部長	糟 谷 龍 郎	
23	委員	10号	消防長	大 澤 浩 一	
24	委員	11号	健康福祉部次長	伊 藤 栄 治	
25	委員	12号	関係部局担当課長	瀬 能 尾 幸 広	健康福祉部健康福祉課長
26	委員	12号	関係部局担当課長	神 代 信 宏	総務部危機管理課長
27	委員	12号	関係部局担当課長	野 上 常 男	消防本部警防課長

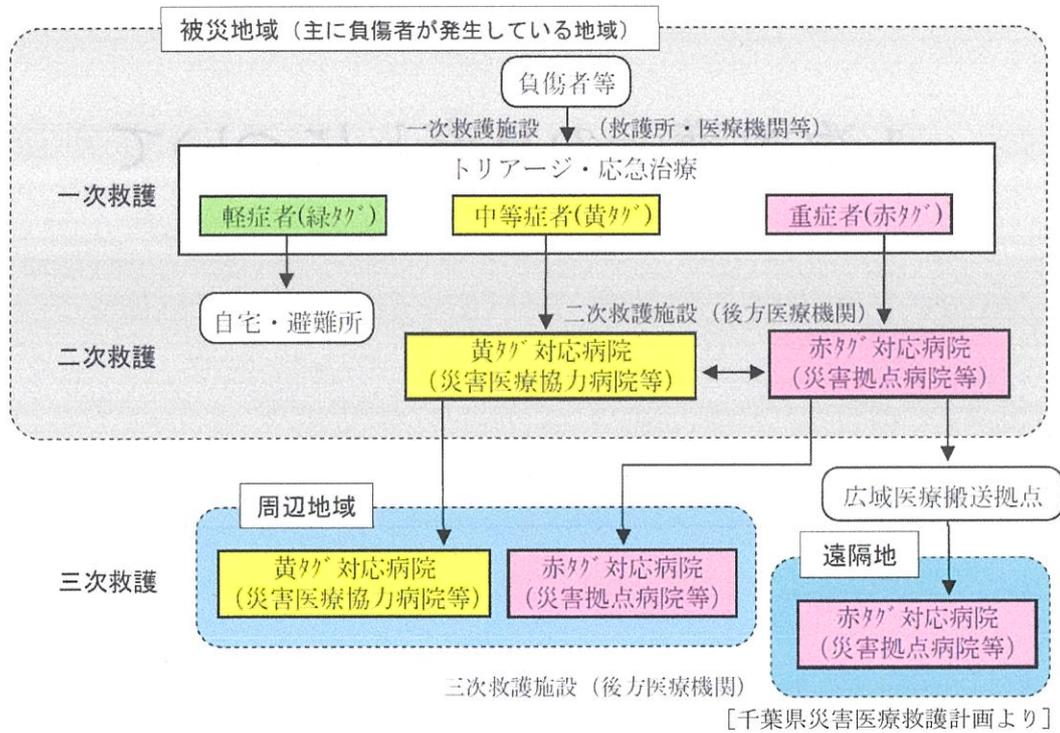
1 次救護所の見直しについて

1	1 次救護所について	1
2	八千代市の 1 次救護所について	1
3	1 次救護所の見直し経緯について	3
4	1 次救護所の開設場所の想定について	3
5	公共施設での検討結果	4
	○高津・緑が丘地区	4
	西高津小学校での 1 次救護所の開設場所の想定 (案)	6
	○八千代台地区	8
	八千代台東小学校での 1 次救護所の開設場所の想定 (案)	10
6	応急医療救護体制 見直し後イメージ	12
7	今後の見直しスケジュール (案)	12
	【参考】 近隣市の 1 次救護所の指定場所について	13

1 1次救護所について

①内容

災害による負傷者等の傷病程度の判定（トリアージ）と傷病者の応急手当を実施する場所



②開設される条件

震度6弱以上の地震が発生した場合や市災害対策本部長（市長）が必要と認めた時

③開設される時期

発災後、救護所の設置可否について、応急医療救護本部（本部長：健康福祉部長）又は災害対策本部（本部長：市長）に報告の上、数時間以内に開設

④応急医療救護活動責任者

災害医療地区病院の代表者

2 八千代市の1次救護所について

市内各地域に八千代市地域防災計画で指定された7つの病院等により構成

3 救護所の設置

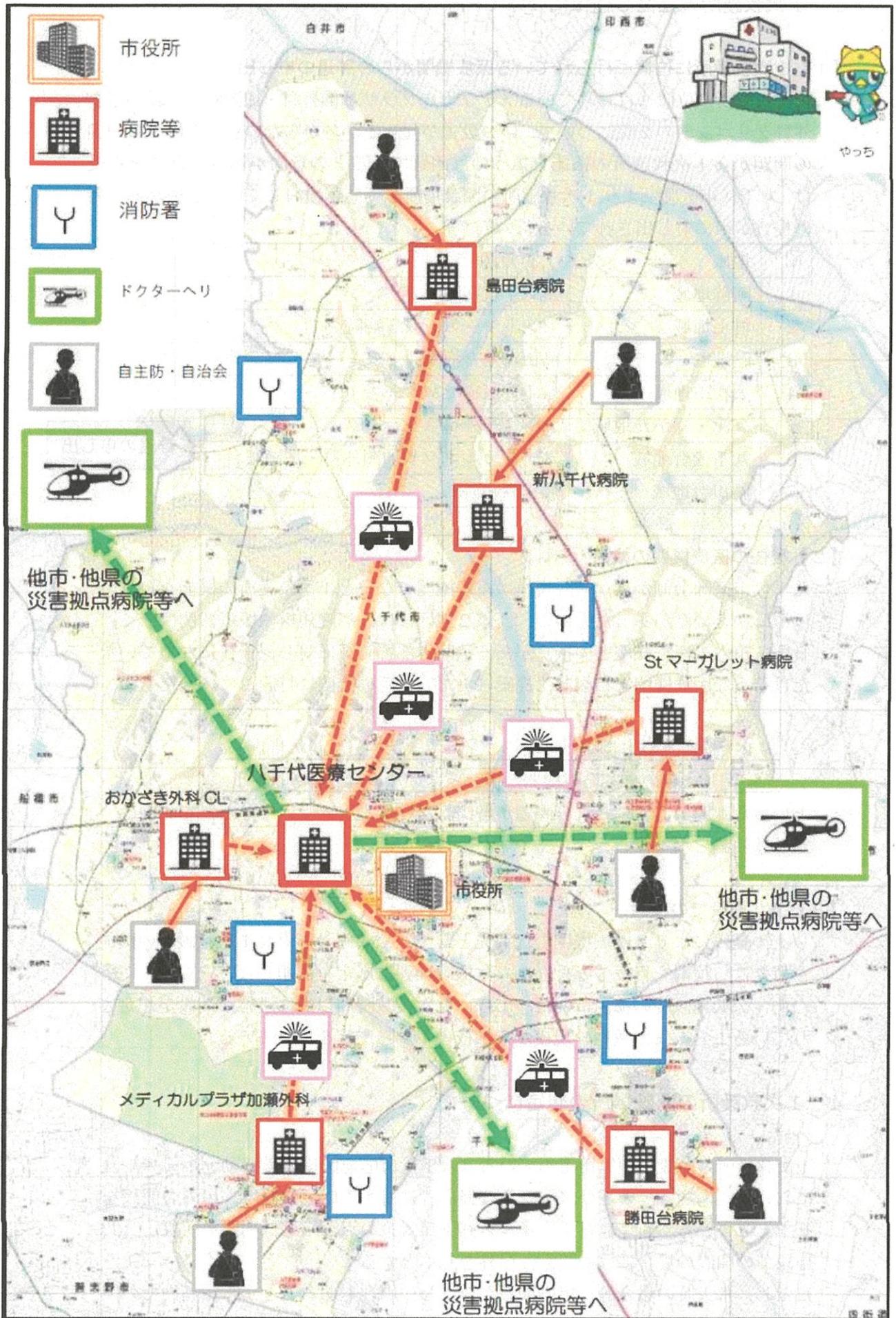
(1) 設置場所

本部長は、応急医療救護活動を行うため市医師会及び関係医療機関の協力を得て救護所を設置する。設置場所は、あらかじめ定める1次救護所（災害医療地区病院）及び被害状況等を踏まえて2次救護所から選定する。設置する救護所は次のとおりとする。

なお、市に災害救助法が適用され、県による救護班が派遣された場合は、県（災害医療本部）の指示による。

1次救護所	2次救護所
ア 東京女子医科大学八千代医療センター	ア 保健センター
イ 島田台病院	イ 小学校、中学校、義務教育学校（避難所）
ウ セントマーガレット病院	ウ その他の避難場所
エ 勝田台病院	エ 公民館
オ 新八千代病院	オ 災害現場
カ メディカルプラザ加瀬外科・加瀬眼科	カ その他本部長が必要と認めた場所
キ おかざき外科クリニック	

[八千代市地域防災計画より]



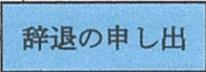
[八千代市応急医療救護活動マニュアルより]

3 1次救護所の見直し経緯について

【1】1次救護所に位置づけられている医療機関からの辞退の申し出

1次救護所に位置づけられているメディカルプラザ加瀬外科・加瀬眼科，おかざき外科クリニックの2院について，いつ災害が起きるか分からない中，人員等の配備の問題から1次救護所の機能を担うのは困難であるとの意向が示されたことを受け，八千代市医師会より1次救護所の開設場所を至急再検討していく必要がある旨の提言が市に対し出されている。

No.	地域	1次救護所
1	阿蘇地域	新八千代病院
2	村上地域	セントマーガレット病院
3	陸地域	島田台総合病院
4	大和田地域	八千代医療センター
5	高津・緑が丘地域	おかざき外科クリニック
6	八千代台地域	メディカルプラザ加瀬外科・加瀬眼科
7	勝田台地域	勝田台病院



【2】後任の医療機関の検討

八千代市医師会側から，病院規模の医療機関でないと1次救護所の機能を担うのは難しいとの話があったものの，当該2地区には，病院規模の医療機関はなく，日頃，市内の医療機関との接点がある消防本部警防課に対し，後任になっていただけそうな医療機関を相談し，提案いただいた医療機関に打診しにいったものの，

- ・ 1次救護所の体制を常時敷くことはできない【人員の問題】
- ・ 停電した際の自家発電機器が備わっていない【設備の問題】

といった課題があり，これら課題が解決しないまま引き受けていただくことは難しい結論となった。

【3】公共施設での検討

以上の経緯により2医療機関の代替先として，公共施設に対し1次救護所の機能を持たせる検討を行うこととなり，危機管理課に選定を依頼した。

なお，公共施設での検討にあたっては，発災後数時間以内に避難所開設が想定されていること，また敷地の規模から学校の中から選定を行っている。

4 1次救護所の開設場所の想定について

1次救護所の開設手順等を定めている「八千代市応急医療救護活動マニュアル」において，傷病者等のトリアージ及び軽症者に対する応急処置は，屋外の開設を基本としている。新型コロナウイルス感染症対策の点からも，開設場所は，公共施設での開設の場合についても，屋外を基本とする。

ただし，荒天時の場合等，屋内開設が望ましい場合もあることから，屋内での開設場所についても併せて検討を行っていく。

5 公共施設での検討結果

○高津・緑が丘地区

現在の八千代市地域防災計画では、高津・緑が丘地区で1次救護所を一つとしているが、緑が丘と高津では、地域特性も大きく異なるため、それぞれの地区で1次救護所を開設できるよう検討を進める。

高津・緑が丘地域に複数の公共施設があるが、以下の理由から、緑が丘地区は「みどりが丘小学校」、高津地区は「西高津小学校」を選定した。

No.	公共施設名称	検討結果
	所在地	
1	高津小学校	洪水浸水時は避難所として開設しないため、除外とする。
	高津 7 3 8 番地 6	
2	高津中学校	
	高津 8 8 0 番地 4	
3	南高津小学校	周辺に診療所が少なく、中等症の負傷者の搬送に時間を要するため、除外とする。
	高津 4 2 1 番地 3	
4	東高津中学校	
	高津 1 0 9 2 番地	
5	西高津小学校	周辺に診療所が少ないが、高津地区の中では位置的に良い場所に立地していると考ええる。
	高津 8 3 2 番地 3 8	
6	新木戸小学校	駅から一番近い避難所であるため、帰宅困難者を受入れる想定としている。また、地区連絡所も設置することとなっていることから、除外とする。
	緑が丘 2 丁目 4 番地	
7	みどりが丘小学校	周辺に診療所が複数あるため、比較的短時間で中等症の負傷者の搬送が見込める。
	緑が丘西 3 丁目 1 4 番地	

【方針】

おかざき外科クリニック → (高津地区) 西高津小学校
(緑が丘地区) みどりが丘小学校

【施設管理者・避難所運営委員会へ相談】

<高津地区>

2月10日 西高津小学校に説明・相談

2月24日 西高津小学校避難所運営委員会に説明・相談 → 内諾をいただく

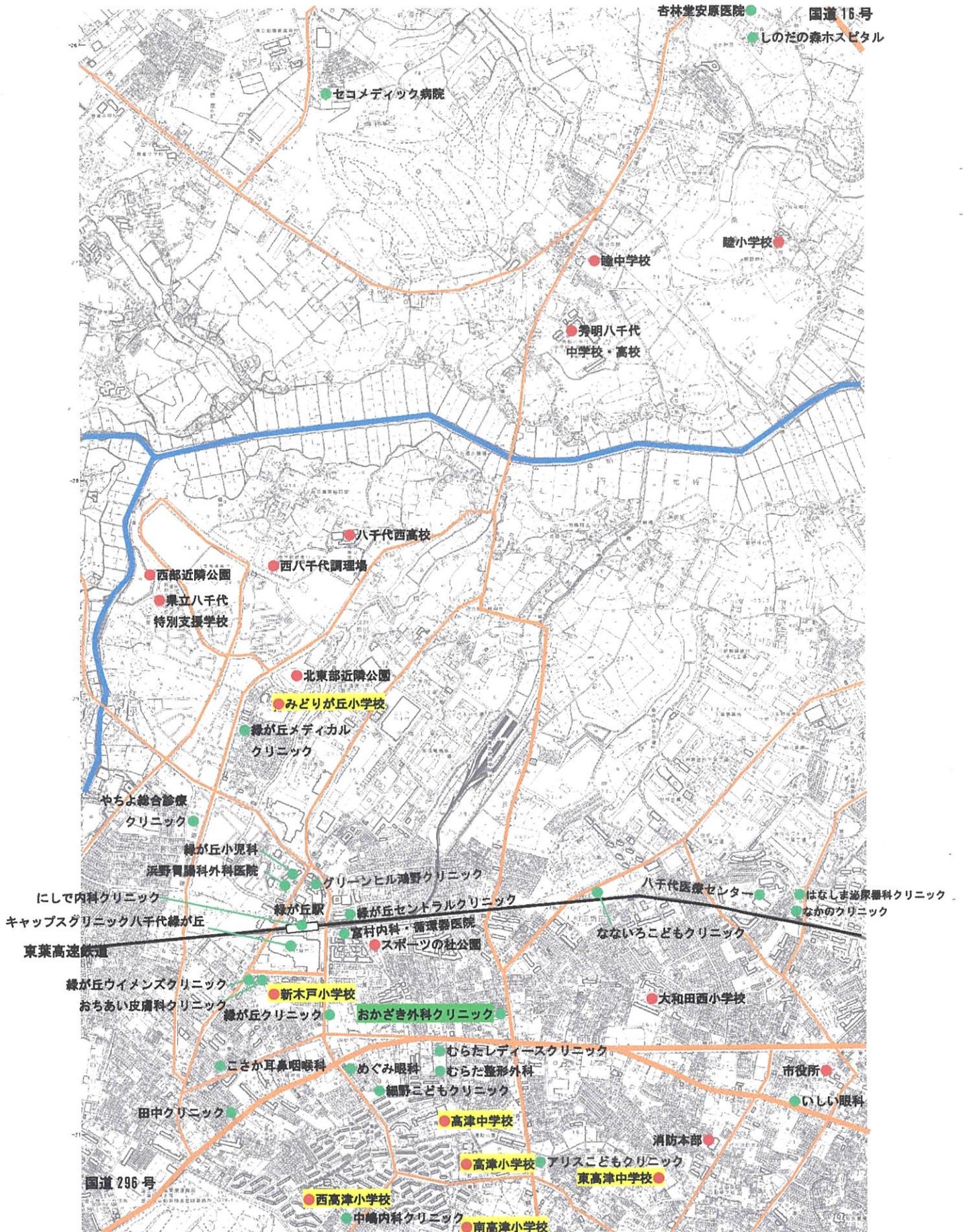
<緑が丘地区>

1月30日 みどりが丘小学校に説明・相談

2月4日 みどりが丘小学校避難所運営委員会に説明・相談 → 議論を継続したい意向

→ 将来的には、緑が丘地区への1次救護所の設置も目指していくが、当面は、高津・緑が丘地区で一つの1次救護所の設置を、最優先事項としたい。

高津・緑が丘地区 医療機関・公共施設配置状況



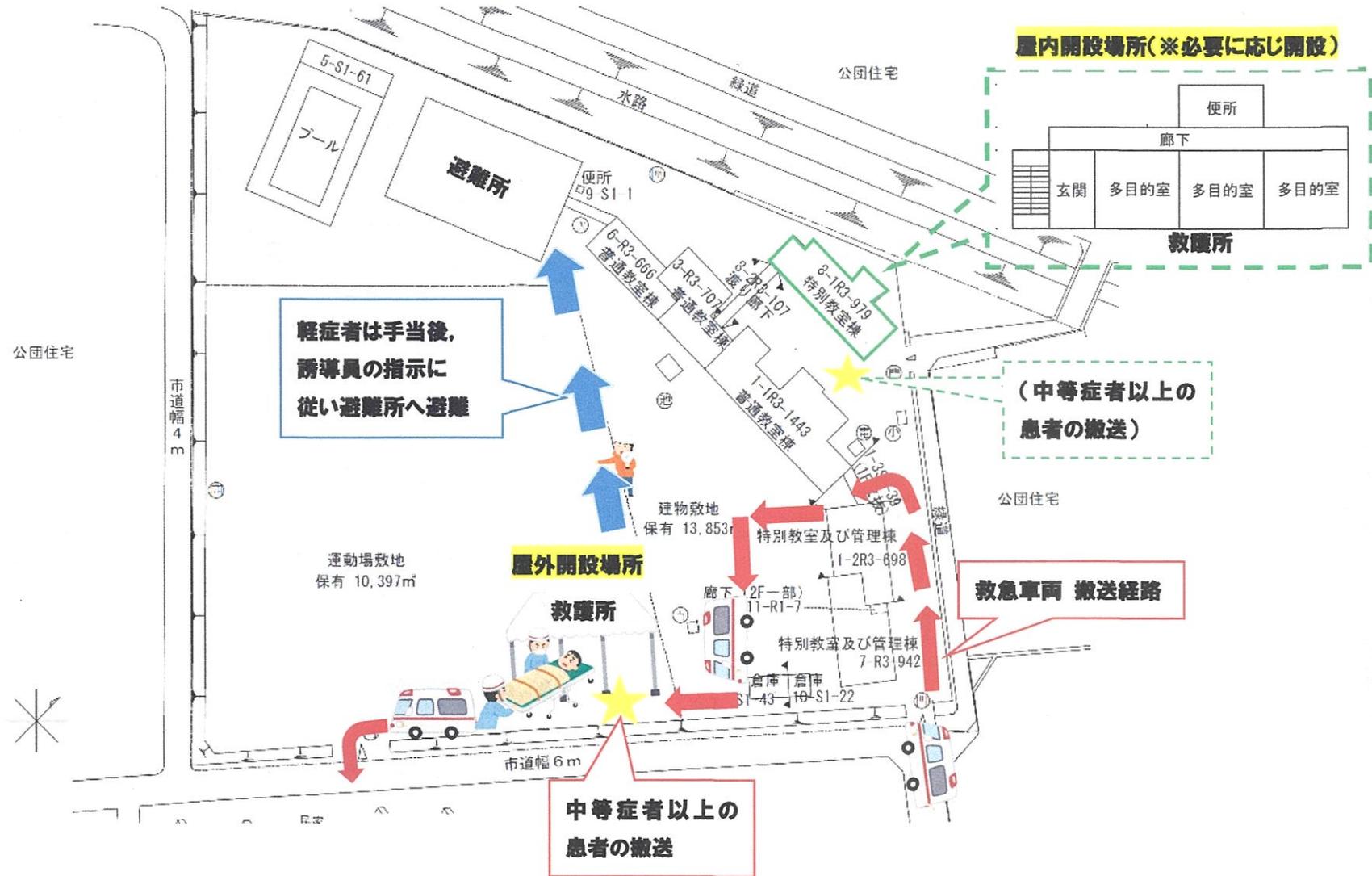
西高津小学校での1次救護所の開設場所の想定(案)

1 現況配置図



2 1次救護所開設場所（案）

- ・屋外開設場所…空間的に広く使えること、また、救急車両の搬送経路を考え、公道（幅員6 m）側のグラウンドの一面とした。
- ・屋内開設場所…空き教室があること、また、救急車両の搬送経路を考え、特別教室棟の1階部分とした。



○八千代台地区

八千代台地域に複数の公共施設があるが、以下の理由から「八千代台東小学校」を選定した。

No.	公共施設名称	検討結果
	所在地	
1	八千代台小学校	駅から一番近い避難所であるため、帰宅困難者を受入れる想定としている。 また、地区連絡所も設置することとなっていることから、除外とする。
	八千代台北1 4丁目9番1号	
2	八千代台西小学校	洪水浸水時は避難所として開設しないため、除外とする。
	八千代台西7丁目2 3番1号	
3	八千代台西中学校	
	八千代台西7丁目2 3番3号	
4	八千代中学校	周辺に診療所が少なく、中等症の負傷者の搬送に時間を要するため、除外とする。
	八千代台北1 4丁目9番1号	
5	旧八千代台東第二小学校	屋内施設がないため、除外とする。
	八千代台東6丁目2 6番1号	
6	八千代台東小学校	周辺に診療所が複数あるため、比較的短時間で中等症の負傷者の搬送が見込める。
	八千代台東2丁目5番1号	

【方針】 メディカルプラザ加瀬外科・加瀬眼科 → 八千代台東小学校

【施設管理者・避難所運営委員会へ相談】

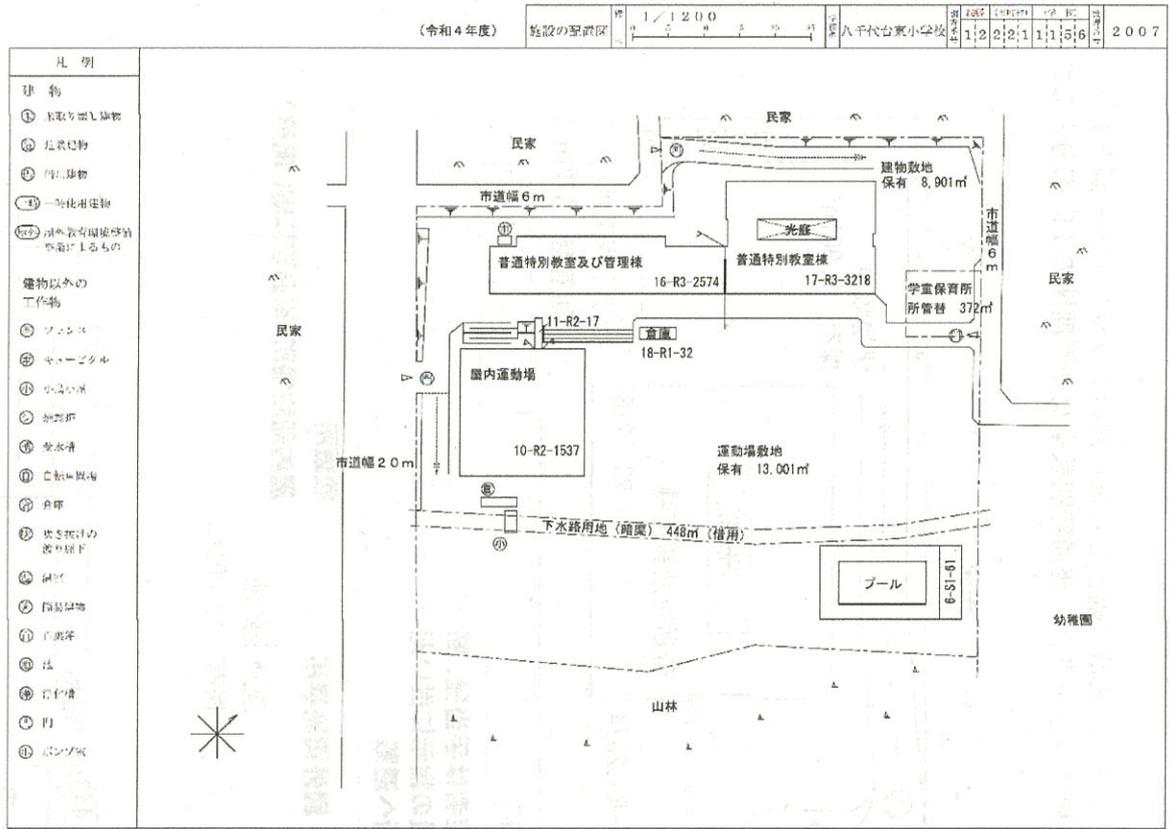
<八千代台地区>

2月1日 八千代台東小学校に説明・相談

2月3日 八千代台東小学校避難所運営委員会に説明・相談 → 内諾をいただく

八千代台東小学校での1次救護所の開設場所の想定(案)

1 現況配置図



文部科学省

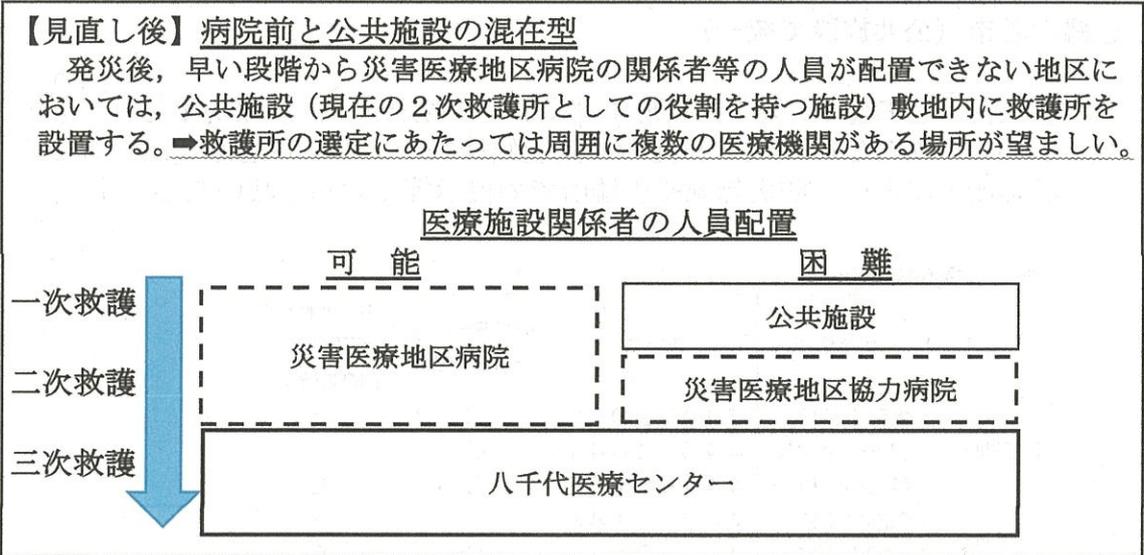
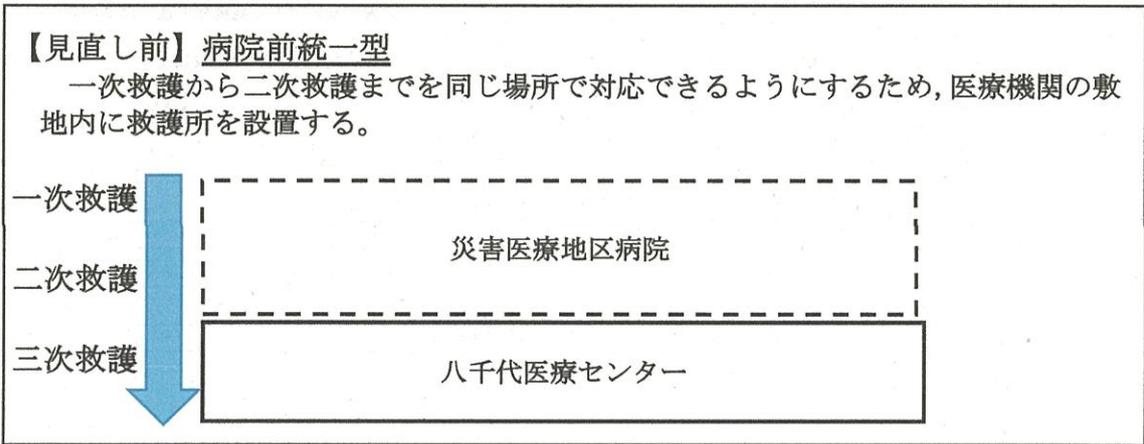
八千代台東小学校



【1次救護所を学校にした場合の懸案事項】

- (1)停電時に使用する自家発電機が十分に備わっていない。発電機を1台設置しているが、災害用井戸の汲み上げ用を想定している。
- (2)校舎内の教室等を使用することになり、学校との調整が必要となる。
(どの教室を使用するか、休日夜間発生時の校舎の鍵をどうするか等)
なお、体育館は避難者の避難所となるため、1次救護所を兼ねることは混乱を招くことから避ける。
- (3)資器材の保管をどうするか。市の防災倉庫は1基あるが、避難者用の備蓄品を保管しており、空きも無い。

6 応急医療救護体制 見直し後イメージ



7 今後の見直しスケジュール（案）

令和5年度

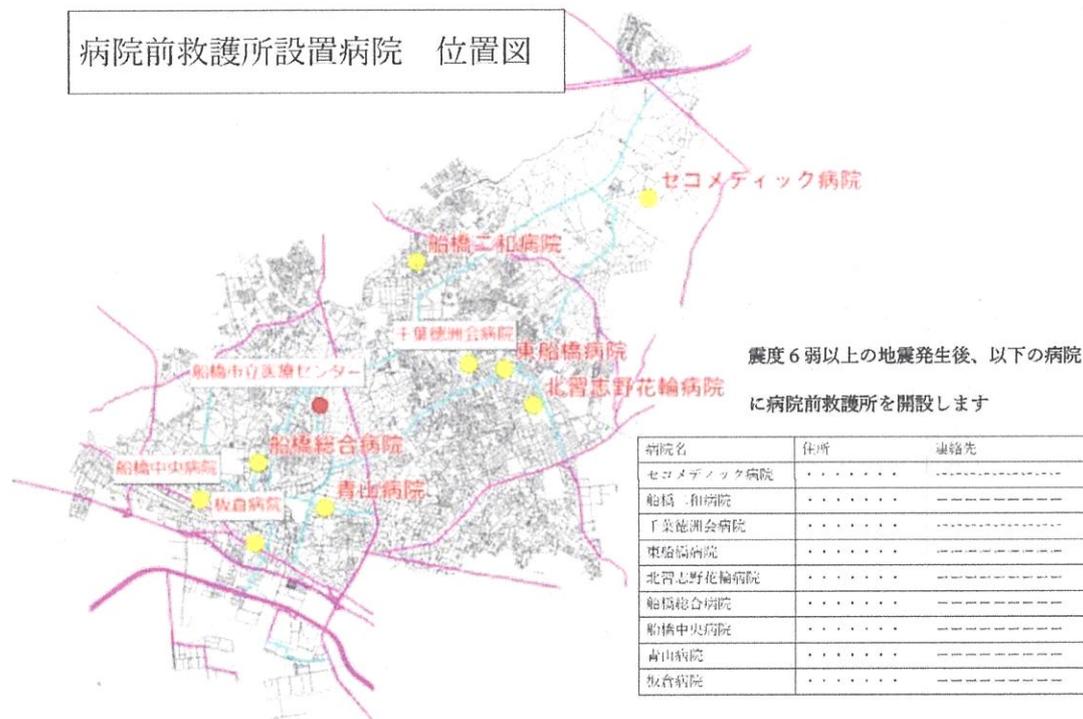
- 4月～ 1次救護所の見直し検討に伴う課題事項の整理・解消
- 7月～ 応急医療救護活動マニュアル，地域防災計画の見直し及び八千代市防災会議に修正案提示
- 12月～ 八千代市応急医療救護対策会議，八千代市防災会議で見直し内容の提案

【参考】近隣市の1次救護所の指定場所について

○船橋市（病院前で統一）

震度6弱以上の地震発生後、以下の病院に病院前救護所を開設します。

病院前救護所設置病院 位置図



病院名	住所	連絡先
セコメディック病院	-----
船橋二和病院	-----
工業徳洲会病院	-----
東船橋病院	-----
北習志野花輪病院	-----
船橋総合病院	-----
船橋中央病院	-----
青山病院	-----
板倉病院	-----

○鎌ヶ谷市（公共施設で統一）

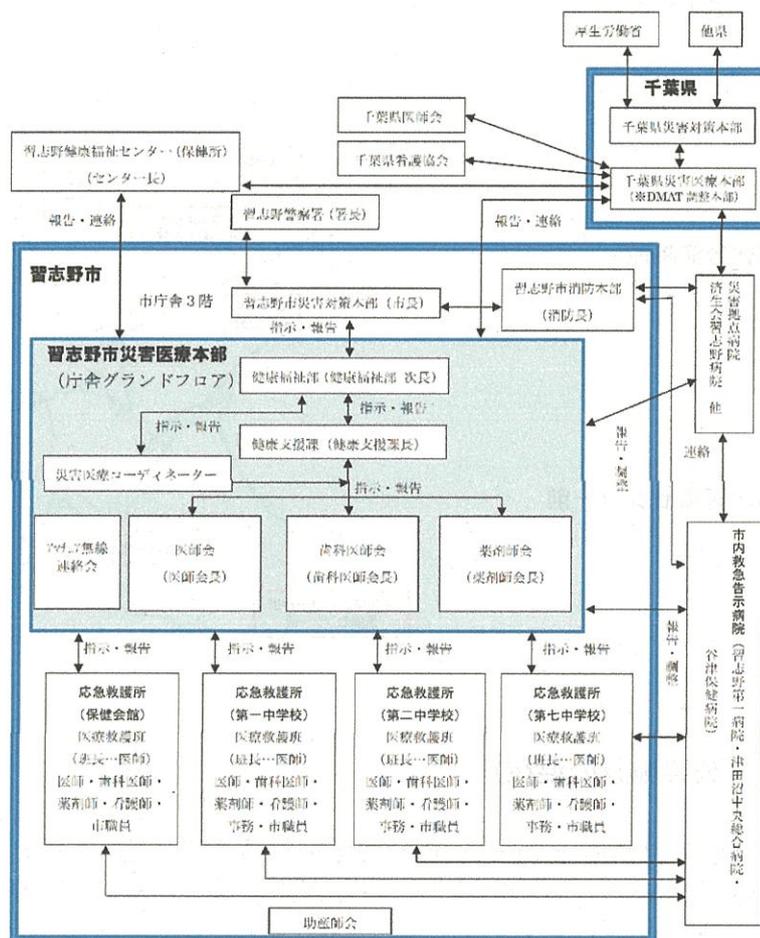
被害状況等を考慮し、衛生医療班本部において協議の上、医療が不足している、被害が甚大である等の地域に救護所の設置候補場所の中から選定し、設置します。救護所の場所は、防災無線や避難所での掲示等でお知らせいたします。

救護所設置候補場所

地区	候補場所	連絡先	ドクターヘリ 離着陸の可否	井戸水使用の 可否(井戸付 耐震性貯水槽)
東部地区	東部小学校	444-2070	○	×
	道野辺小学校	445-5041	○	×
	第二中学校	444-6751	○	○
南部地区	南部小学校	443-5148	○	×
	第四中学校	444-2185	○	○
西部地区	西部小学校	443-6621	○	×
北部地区	北部小学校	443-2410	○	○
	第三中学校	443-3473	○	○
中央東地区	初富小学校	443-2321	×	×
	五本松小学校	443-2366	○	○
	第五中学校	443-3410	○	×
中央地区	中部小学校	443-0029	○	○
	鎌ヶ谷小学校	442-1105	○	×
	鎌ヶ谷中学校	444-0456	○	×

○習志野市（公共施設で統一）

- ・設置場所 市域を4つの地区に分け、次の場所に設置します。
- ①中部地区：習志野市保健会館（保健会館1階）
- ②西部地区：習志野市立第一中学校（体育館棟1階ピロティ，柔剣道場）
- ③東部地区：習志野市立第二中学校（体育館1階多目的室，柔剣道場）
- ④南部地区：習志野市立第七中学校（体育館1階ピロティ，柔剣道場）



・使用する資機材等の準備

トリアージや応急処置，また，情報収集等に必要な資機材は，あらかじめ各応急救護所に配備しておくこととし，必要な通信機器も直ぐ活用できるよう，準備しておきます。

【資機材保管場所】

応急救護所指定施設	保管場所
習志野市保健会館	保健会館1階倉庫，2階災害倉庫
習志野市立第一中学校	体育館裏 専用倉庫
習志野市立第二中学校	体育館1階 防災倉庫
習志野市立第七中学校	体育館内倉庫1内

※医薬品については，中学校は保健室のベッド下の緑色コンテナに収容しています。（危険な薬品があるため）

○市川市（病院前・公共施設の混在）

市川市では、震度6弱以上の地震が発生した場合、概ね72時間、病院などの前に医療救護所を開設します。医療救護所では、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会の会員が軽症者の応急処置を、病院では重傷者等の処置をすることで、災害時に市民のみなさまを守る医療体制を整備します。

震度6弱以上の地震による大規模災害でケガをされた方は、近くの「医療救護所」に向ってください。

開設場所
①国府台病院前
②東京歯科大学市川総合病院前
③大野中央病院前
④大洲防災公園
⑤行徳総合病院前
⑥東京ベイ・浦安市川医療センター前



○浦安市（病院前・公共施設の混在）

市は、トリアージや応急処置といった1次救護を行うため、第1段階として浦安市急病診療所（健康センター）を救護所として自動開設し、その後の状況に応じて第2段階（6か所）の開設を行う。

- ①東京ベイ浦安市川医療センター
- ②浦安病院
- ③浦安市急病診療所
- ④堀江中学校
- ⑤浦安中央病院
- ⑥順天堂大学医学部附属浦安病院
- ⑦明海小学校

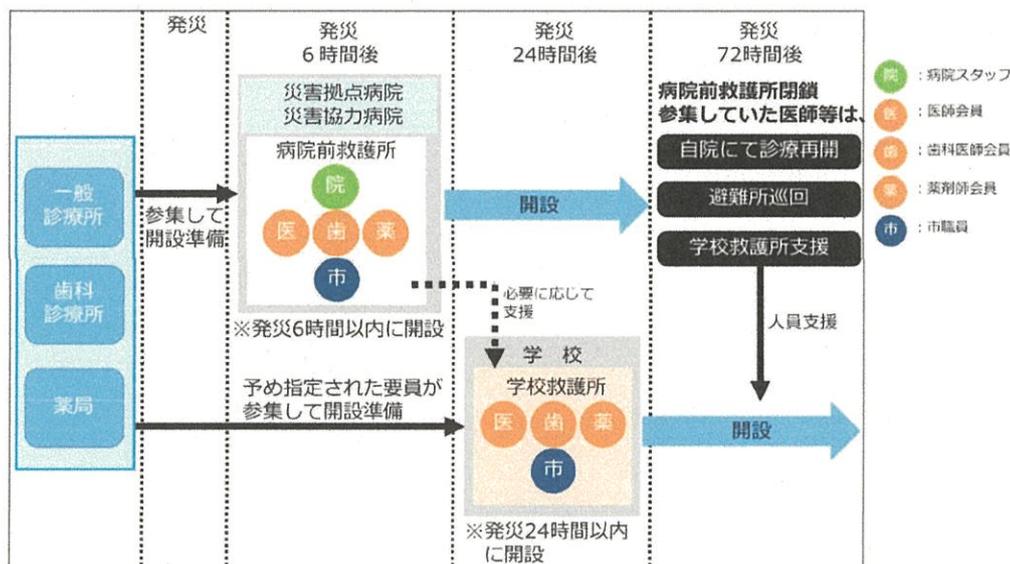


○松戸市（病院前・公共施設の混在）

救護所の設置 震度6弱以上の地震発生時等、通常の医療体制では対応できない場合、救護所を設置する。

	病院前救護所	学校救護所
①目的	○病院前救護所においてトリアージを行い、重傷者・中等傷者等に対する病院の診療機能を確保	○病院前救護所がない地域における医療機能の提供 ○避難生活長期化による被災者の健康管理等
②開設時間	○発災6時間後から72時間	○発災24時間後から ※閉所は、地域の医療機能の回復状況から判断
③設置場所	○市内災害拠点病院及び災害医療協力病院 10病院	○市内小・中学校の一部 全17箇所
④機能活動事項	○トリアージ ○軽症者（慢性疾患等含む）に対する治療 ○中等症・重傷者に対する院内受入れ又は搬送までの応急処置	○トリアージ ○軽症者（慢性疾患等含む）に対する治療 ○受入可能医療機関への搬送 ○中等症・重傷者に対する応急処置 ○避難者等に対する健康相談
⑤従事者（参集要員）	○病院スタッフ ○医師会、歯科医師会、薬剤師会からの派遣要員 ○市職員	○医師会、歯科医師会、薬剤師会からの派遣要員 ○市職員

【救護所開設の流れイメージ図】



・医薬品・衛生材料の確保・搬送等

学校救護所及び支所には、医薬品・衛生材料を備蓄する。救護本部は、病院・病院前救護所・学校救護所等から不足している医薬品・衛生材料供給要請を受けた時は、備蓄医薬品・衛生材料を市職員等が搬送する。

また、救護本部は協定事業者・各薬局や千葉県災害医療本部、県が協定している医薬卸協同組合へ供給を要請する。

令和5年度以降の議事案件について

(1) 1次救護所の見直しについて (※議案第1号が承認された場合)

概要：八千代台地区，高津・緑が丘地区の1次救護所の見直しに向けた検討

- ①八千代台地区，高津・緑が丘地区の1次救護所（学校救護所）の運用検討
- ②八千代市応急医療救護活動マニュアルの改定作業
- ③緑が丘地区への1次救護所の位置付け検討

(2) 1次救護所の設置訓練について

概要：1次救護所が開設される施設における模擬訓練の実施

平成29年10月25日に開催された八千代市応急医療救護対策会議において，発災時に速やかに1次救護所を設置できるよう「1次救護所設置訓練」を行っていくことが決定された。

各施設において「1次救護所設置訓練・実施要領作成指針」を基に，実施要領を作成し，地域防災計画の掲載順で実施訓練を行っていく方針となっている。

- ・平成29年3月4日 八千代医療センターにて実施
- ・令和元年5月27日 島田台総合病院にて実施

(次回以降)

- ・セントマーガレット病院→勝田台病院→新八千代病院の順番にて実施予定

(3) 「災害時の応急医療救護活動における医薬品等の整備及び管理に関する覚書」に基づく医薬品等の備蓄事業の運用について

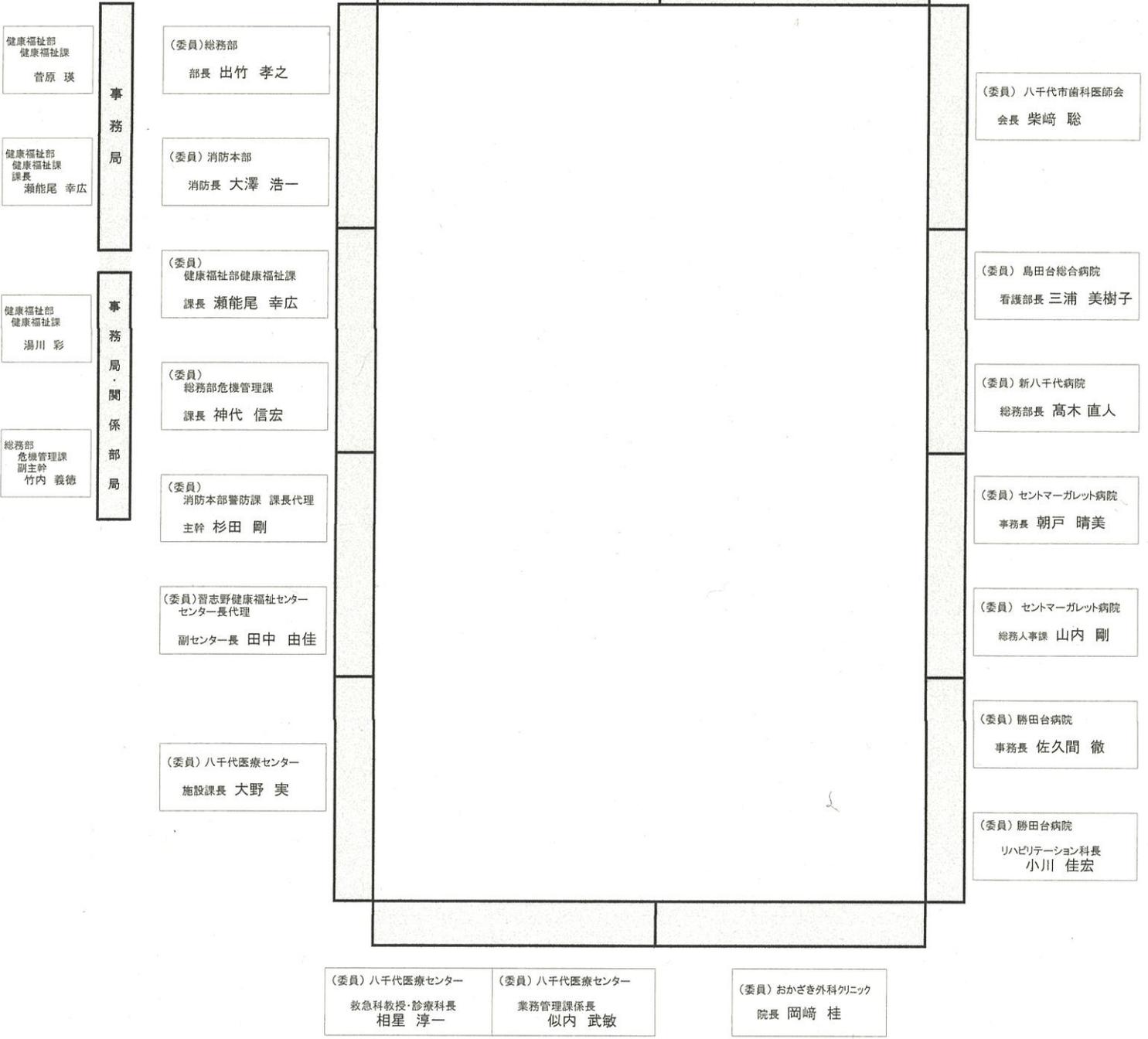
概要：配備済の医薬品等の種類や数量の見直しについての検討

平成27年1月に循環型備蓄として医薬品等を配備し，日常の診療において使用期限に注意しながら使用し，適宜補充する等更新をすることで，当初に整備した量（災害時に必要な数量）が常に医療機関内に確保され，発災時にスムーズに使用できるシステムとなるが，普段の診療では全く使用しないような品目が配備され，使用しきれず廃棄せざるを得なくなるようなケースや，実際の災害時に不足が懸念される薬剤がある等，内容の見直しを検討していく予定となっている。

令和4年度八千代市応急医療救護対策会議 席次表

令和5年3月30日(木)19時30分
八千代市消防本部3階講堂

(議長/委員) 健康福祉部 次長 伊藤 栄治	(委員長) 健康福祉部 部長 糟谷 龍郎	(副委員長) 八千代市医師会 会長 加瀬 卓	(委員)八千代市医師会 救急医療・災害医療担当理事 黒田 泰久
------------------------------	----------------------------	------------------------------	---------------------------------------



- 事務局**
- 健康福祉部 健康福祉課 菅原 瑛
 - 健康福祉部 健康福祉課 課長 瀬能尾 幸広
 - 健康福祉部 健康福祉課 湯川 彩
 - 総務部 危機管理課 副主幹 竹内 義徳

- (委員)総務部 部長 出竹 孝之
- (委員)消防本部 消防長 大澤 浩一
- (委員)健康福祉部健康福祉課 課長 瀬能尾 幸広
- (委員)総務部危機管理課 課長 神代 信宏
- (委員)消防本部警防課 課長代理 主幹 杉田 剛
- (委員)習志野健康福祉センター センター長代理 副センター長 田中 由佳
- (委員)八千代医療センター 施設課長 大野 実

- (委員)八千代市歯科医師会 会長 柴崎 聡
- (委員)島田台総合病院 看護部長 三浦 美樹子
- (委員)新八千代病院 総務部長 高木 直人
- (委員)セントマーガレット病院 事務長 朝戸 晴美
- (委員)セントマーガレット病院 総務人事課 山内 剛
- (委員)勝田台病院 事務長 佐久間 徹
- (委員)勝田台病院 リハビリテーション科長 小川 佳宏

- (委員)八千代医療センター 救急科教授・診療科長 相星 淳一
- (委員)八千代医療センター 業務管理課係長 似内 武敏
- (委員)おかざき外科クリニック 院長 岡崎 桂

出入口

出入口

八千代市応急医療救護対策会議設置要領

(設置)

第1条 八千代市に災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生した場合、八千代市地域防災計画に定める応急医療救護体制を図るため、八千代市応急医療救護対策会議(以下「対策会議」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 対策会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 応急医療救護体制の整備に関する事。
- (2) 応急医療救護活動マニュアルの策定等に関する事。
- (3) 応急医療救護活動の調整に関する事。
- (4) 応急医療救護体制を充実させるために必要な訓練等に関する事。

(組織)

第3条 対策会議は、次に掲げる委員29人以内をもって組織する。

- (1) 八千代市医師会の代表者
- (2) 八千代市歯科医師会の代表者
- (3) 八千代市薬剤師会の代表者
- (4) 八千代市災害医療コーディネーター
- (5) 各災害医療地区病院に属する者
- (6) 八千代医療センター(災害拠点病院・災害医療地区病院)に属する者
- (7) 習志野健康福祉センターの代表者
- (8) 総務部長
- (9) 健康福祉部長
- (10) 消防長
- (11) 健康福祉部次長(保健・医療担当)
- (12) 本市関係部局担当課長

2 前項に掲げる委員は、市長が委嘱又は任命するものとする。

(任期等)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 やむを得ない事由で、任期途中で退任するときは、補欠委員を選出するものとする。なお、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 対策会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は健康福祉部長とし、副委員長は八千代市医師会の代表者をもつ

て充てるものとする。

- 3 委員長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 対策会議は、委員長が招集し、原則として1年に1回開催するものとする。ただし、特に開催の必要がないと委員長及び副委員長が認めたときは、開催しないことができるものとする。

- 2 前項に定めるほか、特に委員長が必要と認めたときは対策会議を招集することができる。
- 3 対策会議の議長は、健康福祉部次長（保健・医療担当）が担当する。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(回議)

第7条 委員長は、委員の審議を必要とする事項で、緊急を要する会議を招集する時間的余裕がないと判断する場合は、委員に回議して事項の決定をすることができる。

(部会の開催)

第8条 委員長は、対策会議の円滑な運営を確保するため、必要に応じ部会を開催することができる。

- 2 委員長は、審議内容に適する者を対策会議の委員の中から選出し、部会を開催するものとする。

(事務局)

第9条 対策会議の事務局は、健康福祉部健康福祉課に置く。

(その他)

第10条 この要領に定めるほか、対策会議の運営等に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成26年11月4日をもって施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日をもって施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日をもって施行する。

議事に対する意見書まとめ

事前に議事に対する意見を求めたところ、2つのご意見とご質問をいただきましたので紹介するとともに、ご質問に対する事務局の見解をお示しいたします。

(1) 1次救護所の見直しについて

【ご意見】

- ・ 1次救護所に位置づけられている医療機関2ヶ所から辞退の申し出がありました。医療機関の所在する「高津・緑が丘地区」と「八千代台地区」のそれぞれの地域で1次救護所として相応しい新しい公共施設を選定した理由については妥当と思われる。

【ご質問】

- ・ 公共施設とした場合の責任者の指名等についてはどのように考えるのか？

➡（事務局見解）

今後、検討していく必要がありますが、1次救護所の開設に係る部分と、応急医療救護活動に係る部分で責任者は分かれるものと考えます。

公共施設に1次救護所を位置付けている複数の市に確認した結果、施設管理者である学校長を責任者としている市や、実際に応急医療救護活動を行う担当の医師を責任者としている市、また、責任者を明確に決めてはいないが、災害時に設置する衛生医療班本部の本部長である健康福祉部長（本市の場合ですと応急医療救護本部長である健康福祉部長）が考えられるとしている市など様々でした。

- ・ 1次救護所が変更となった後の、備蓄医薬品等の対応はどのように考えるのか？

➡（事務局見解）

本市では循環型備蓄による方法で医薬品を管理しておりますので、学校に常時配備することとなった場合は、循環型による方法での管理はできなくなるようになります。

1次救護所が変更となった場合についても、医薬品等は引き続き現在の医療機関にお願いし、管理していただくのか、他の災害医療地区病院に引き継いで管理していただくのか、すぐに使用できるよう循環型ではなく学校への常時配備とするのか、いくつか選択肢が考えられますので、それぞれの選択肢とした場合における管理を想定し、より適した方法で管理できるよう検討してまいります。

(2) 令和5年度以降の議事案件について

【ご意見】

- ・ 1次救護所の設置訓練について、毎年医療機関を変えて実施することはなるべく多くの方に参加していただくうえで適切と考えます。

災害時に使用する医薬品等の備蓄事業について平時のうちに内容を見直すことは重要と考えます。